

議案第 7 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 2 月 21 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

特別職の職員で非常勤のものの報酬の額を見直すとともに、新たに報酬の額を定めるため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 45 年君津市条例第 19 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年君津市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会会長	〃	43,000	〃
農業委員会会長代理	〃	36,000	〃
農業委員会委員	〃	33,000	〃

を

」

「

農業委員会会長	月額43,000円に、月額58,578円以内で市長が定める額を加算して得た額	〃
農業委員会会長代理	月額36,000円に、月額58,578円以内で市長が定める額を加算して得た額	〃
農業委員会委員	月額33,000円に、月額58,578円以	〃

に改める。

	内で市長が定める額を加算して得た額	
農地利用最適化推進委員	月額 31,000 円に、月額 58,578 円以内で市長が定める額を加算して得た額	〃

」

別表代表監査委員の項中「〃 125,000」を「月額 125,000」に改め、同表消費生活相談員の項中「7,700」を「8,000」に改める。

#### 附 則

この条例は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任する君津市農業委員会の委員の任期満了の日（選挙による委員の全員が全てなくなったときは、そのなくなった日）の翌日から施行する。ただし、別表消費生活相談員の項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

改正案			現 行		
別表（第2条、第4条）			別表（第2条、第4条）		
区分	報酬の額	旅費の額	区分	報酬の額	旅費の額
省略			省略		
農業委員会会長	月額43,000円 に、月額58,578円以内で市長が定める額を加算して得た額	〃	農業委員会会長	〃 43,000	〃
農業委員会会長代理	月額36,000円 に、月額58,578円以内で市長が定める額を加算して得た額	〃	農業委員会会長代理	〃 36,000	〃
農業委員会委員	月額33,000円 に、月額58,578円以内で市長が定める額を加算して得た額	〃	農業委員会委員	〃 33,000	〃
農地利用最適化推進委員	月額31,000円 に、月額58,578円以内で市長が定める額を加算して得た額	〃			
代表監査委員	月額 125,000	〃	代表監査委員	〃 125,000	〃

	省略	
消費生活相談員	" <u>8,000</u> "	"
	省略	
備考 省略		

	省略	
消費生活相談員	" <u>7,700</u> "	"
	省略	
備考 省略		